

別表(第4条、第8条関係)

(1) 第1号から第4号までに掲げる者

○ 身体障害者 (表中の○が付されている等級に該当する者)

身体障害区分			等 級							
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
視覚障害			4 級以上	○	○	○	○			
聴覚・平衡機能障害	聴覚障害		3 級以上		○	○				
	平衡機能障害		5 級以上			○		○		
音声・言語・そしゃく機能障害			—							
肢体不自由	上肢		4 級以上	○	○	○	○			
	下肢		6 級以上	○	○	○	○	○	○	
	体幹		5 級以上	○	○	○		○		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	4 級以上	○	○	○	○			
		移動機能	6 級以上	○	○	○	○	○	○	
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害		4 級以上	○		○	○			
	じん臓機能障害		4 級以上	○		○	○			
	呼吸器機能障害		4 級以上	○		○	○			
	ぼうこう又は直腸機能障害		4 級以上	○		○	○			
	小腸機能障害		4 級以上	○		○	○			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4 級以上	○	○	○	○			
	肝臓機能障害		4 級以上	○	○	○	○			

○ 知的障害者 障害の程度が重度の者（療育手帳の障害の程度欄が「A」の者）

○ 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳の障害区分が「1 級」の者

○ 発達障害者 移動に介助者の特別な注意が必要と医療機関等が認めた者

(2) 第5号に掲げる者

○ 高齢者 介護保険の要介護状態区分が「要介護1 から5 まで」の者

(3) 第6号に掲げる者

○ 難病患者 特定医療費（指定難病）医療受給者、特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾病医療受給者

(4) 第7号に掲げる者

○ けが人等 受付日から医師の診断書等により必要と認められる期間を経過した日が属する月の末日までの期間の者

○ 妊産婦 出産予定日の7 か月前の日が属する月の初日から出産予定日から2 年（多胎児の場合は3 年）を経過した日が属する月の末日までの期間の者（ただし、産後は2 歳

未満（多胎児の場合は3歳未満）の子どもを同伴する場合に限り、その同伴者が使用することができる。）